

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
						(円)	(円)	(%)	(人)	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1 「安衛法便覧令和5年度版」購入	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 森實 久美子 大阪市中央区大手前4-1-67	R5.11.2	株式会社労働調査会 東京都豊島区北大塚2-4-5	9013301012464	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,500,145	2,811,105	80.3%	-	-	-	-	
2 令和6年度ハローレニングポスター等の作成	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 森實 久美子 大阪市中央区大手前4-1-67	R5.11.7	株式会社近畿印刷センター 柏原市本郷5-7-4	9122001020881	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号	1,646,437	910,327	55.3%	-	-	-	-	
3 「35歳以上のミドル世代のための就職面接会&企業説明会」開催に伴う会場借上	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 森實 久美子 大阪市中央区大手前4-1-67	R5.11.7	京阪建物株式会社 大阪市中央区大手前1-7-31	2120001077602	別紙1	1,599,070	1,599,070	100.0%	-	-	-	-	
4 介護のしごと就職フェア in ミーティングスペースAP大阪茶屋町開催に伴う会場借上	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 森實 久美子 大阪市中央区大手前4-1-67	R5.11.15	東京都新宿区西新宿7-2-4 株式会社TCフォーラム	2120001077610	別紙2	980,100	883,850	90.2%	-	-	-	-	

契約件名及び数量	「35歳以上のミドル世代のための就職面接会 & 企業説明会」開催に伴う会場借上
随意契約によることとした理由	<p>面接会を実施するにあたって、次の条件を満たす会場を選定した。</p> <p>会場の規模について、参加者同士の対人距離を十分確保するため、設営予定の84ブース、参加者の受付や待合スペース等を収容できる規模(1900㎡程度)であること。今回の35歳以上のミドル世代のための就職面接会 &amp; 企業説明会については、大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム構成員である大阪府と共催することとしており、当日OSAKAしごとフィールド(大阪市中央区北浜東3-14エル・おおさか)からセミナー受講者等の求職者を誘導することとしている。そのためOSAKAしごとフィールドから徒歩圏内である会場であること。開催予定日の令和5年12月7日(木)に会場の利用ができること。</p> <p>これらの条件を満たす会場は、OMMビルのみであったことから、会計法第29条の3第4項「契約の性質、又は目的が競争を許さない場合」として、同施設の管理者である京阪建物株式会社と随意契約とすることとした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	介護のしごと就職フェア in ミーティングスペースAP大阪茶屋町開催に伴う会場借上
随意契約によることとした理由	<p>介護のしごと就職フェアを実施するにあたり、梅田所・淀川所管内在住の求職者にとって交通至便であるだけでなく、その他大阪府内および他府県の求職者にとっても利便性が良い梅田近辺の会場を選定した。当事業では就職面接会&amp;説明会参加企業18社を想定しており、映画上映会&amp;セミナー、各種相談コーナーや介護の体験コーナーを実施した。</p> <p>映画上映会&amp;セミナー60名、各種相談コーナーは7ブースを想定。面接会参加者は200名程度を想定し、これらをワンフロアで実施可能な広さ(概ね800㎡以上の会場を想定)が必要であるとともに、就職面接会&amp;相談会、映画上映会&amp;セミナー、各種相談コーナー、介護の体験コーナーが連動して案内できるレイアウトが組める会場が必要であった。</p> <p>これらの条件を満たし、開催予定日に利用できる会場は、ミーティングスペースAP大阪茶屋町のみであったことから、会計法第29条3の第4項「契約の性質、又は目的が競争を許さない場合」として、同施設の管理会社である株式会社TCフォーラムと随意契約とすることとした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	